（前のページより続き）

〔官庁報告〕
官庁事項
利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】の策定について（関東地方整備局）　一三三
利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】の変更について（同）　一三三
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十七年度平成二十七年十二月分）（財務省）　一三三
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　一三六
裁判所
破産、免責関係　一四二
特殊法人等
平成二十六事業年度財務諸表（独立行政法人国立文化財機構・国立研究開発法人海上技術安全研究所）、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達、企業年金基金設立、国民年金基金変更関係　一六一
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　一六二
会社その他
会社決算公告　一六三
一六七

省　令

○経済産業省令第十一号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日　経済産業大臣　林　幹雄

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中グルジアの項を次のように改める。

ジョージア	